

2019年1月23日

各 位

会 社 名 株式会社白洋舍

代表者名 代表取締役社長執行役員 松本 彰

(コード番号:9731 東証第一部)

問合せ先 執行役員経営企画部長 春山 聡

電 話 03 - 5732 - 5111 (代)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を 2019 年 3 月 22 日 開催予定の当社第 126 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の理由

取締役会の監督機能を高める観点から、執行役員を兼ねない代表取締役会長が「取締役会議長」を担う環境を整えるため、取締役会の招集権者および議長について、「取締役社長」のみから、「取締役会長または取締役社長」とするものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおり (下線は変更部分を示しております)

| 現行定款             |  | 変更案              |  |
|------------------|--|------------------|--|
| (取締役会の招集権者および議長) |  | (取締役会の招集権者および議長) |  |
| 第 20 条           | 取締役会は、法令に別段の定めが<br>ある場合を除き、 <u>取締役社長が</u> これを招集し、議長となる。                | 第 20 条           | 取締役会は、法令に別段の定めが<br>ある場合を除き、 <u>取締役会の決議</u><br>に基づき、取締役会長または取締<br>役社長がこれを招集し、議長とな<br>る。 |
| 2.               | 取締役社長に事故があるときは、<br>あらかじめ取締役会において定め<br>た順序に従い、他の取締役が取締<br>役会を招集し、議長となる。 | 2.               | 取締役会長または取締役社長に事<br>故があるときは、あらかじめ取締<br>役会において定めた順序に従い、<br>他の取締役が取締役会を招集し、<br>議長となる。     |

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2019年3月22日2019年3月22日

以 上